環境省との意見交換に係る事前質問事項(改)

1. 廃棄物の定義

【問題意識】

昨今、回収 BOX 設置や店頭回収によるリサイクル運動が全国各地で実施されているが、廃棄物の取扱いについて判断が難しいという意見が多く寄せられている。リサイクル促進が、廃棄物か否かの判断がつきにくいことで阻害されているのであれば、問題である。廃棄物か否かは「物の性状や排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」とされているが、実務上「無価物」が廃棄物とされることが多い。また、有価で取引される物であっても運搬費用が買取金額を上回る逆有償の場合は、「有価物」ではなく廃棄物に分類される。これにより、資源価値がある「有用物」であっても収集運搬のコストにまでは見合わない場合、廃棄物として処理がなされてしまい、再資源化の促進を妨げる要因となっている。

【質問事項】

① 消費者が持参した小型電子機器や衣料品などをリサイクルを目的として無償回収した場合、回収した物は現行の廃棄物の区分上(無価物、一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物など)どのような取扱いとなるのか、貴省の見解を伺いたい。あわせて、回収後に収集運搬・再資源化処理を行うにあたって、廃棄物収集運搬および処理業の免許が必要かについてもご教示頂きたい。

販売事業者が、製品販売時に、商慣習として、当該製品を購入する消費者から同種の製品で使用済みのものを無償で回収する場合については、下取りと解釈することが可能であり、その場合、当該廃棄物は販売事業活動に伴い排出される廃棄物として、当該販売事業者がその処理責任を負うこととなる。また、その後の収集運搬及び処分について、他者に委託する場合には許可を有する業者に委託する必要があるが、当該販売事業者が自ら運搬・処分する場合は許可を要しない。

② 上記、貴省による区分において販売店での無償回収が制度上可能であるか伺いたい。また可能である場合、当該事業者が販売したものに限定すべきかについてご教示頂きたい。

上記のとおり、製品販売時に、商慣習として、同種の製品で使用済みのものを無償で回収する場合については下取りとして整理することが可能である。また、下取りとは、商慣習として同種の製品を引き取る行為を指し、回収者が販売したものに対象物を限定するものではない。

③ 品目(例えば、小型電子機器と衣料品)によって、廃棄物の取扱いが異なるのであれば その理由をご教示頂きたい。例えば衣料品に関して古繊維は専ら物として定義がされて いるため、リサイクルを目的とした回収であれば収集運搬業の許可は不要という認識で よいか。

ご質問の趣旨が定かでないが、小型電子機器と衣料品いずれも、下取りとして販売店が 無償回収をなしうるかという質問であれば、両者の取扱いに違いはない。

また、古繊維等専ら再生利用の目的となる廃棄物の収集運搬・処理については、業の許可は不要としている。

- ④ 無価物あるいは逆有償であっても、木質バイオマスなど再資源化可能なものについては、 有用物として廃棄物処理法上の取り扱いの適用除外とすべきであり、規制及び運用を見 直すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
- ⑤ 現状では少なくとも廃棄物の定義が自治体判断によって異なっているために、再資源化が進んでいない。国として統一的な見解を示すべきだと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

廃棄物該当性の判断基準としては、すでに「行政処分の指針」(平成 17 年 8 月 12 日)を自 治体宛に発出しているところ。 (←⑤)

また、廃棄物該当性について、そもそも廃棄物は、人にとって不要なものであるため、占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、こうした生活環境保全上の支障を防止するため、法による適切な管理下に置き、不適正処理に対して厳正に取り締まることが必要。木質バイオマス等の再資源化は有意義であるが、こうした廃棄物の法による管理の必要性は、再生利用される場合であっても未だ廃棄物である以上同様であり、廃棄物処理法に基づく許可制度等の下で、適正処理を確保することが不可欠である。 (←④)

2. 一般廃棄物/産業廃棄物の区分について 【問題意識】

財政的に厳しい自治体も多い中、廃棄物処理を効率的・効果的に行うことで処理コストを削減することは望ましい。一般廃棄物/産業廃棄物の区分について下記のような問題が挙がっている。

○産業廃棄物と事業系一般廃棄物との混合物であり分離できない品目についての判断が困難

○同一性状の対象物であっても、排出者によって一般廃棄物と産業廃棄物の区分が分かれて おり、合理的な処理を行うことができない。

一般廃棄物のなかでも以下のようなものは自治体での処理が困難なため、自治体が回収してくれず、自治体から産業廃棄物処理業者への依頼を薦められるという実態がある。

- ・一般家庭における庭の土砂や瓦礫、動物の死骸等
- ・災害時に突発的に発生する土砂等の大量廃棄物
- ・海岸に漂着してきた流木、中身の分からない液体入りビン
- ・家庭から排出されたブロック塀・砂利

なお、自治体での処理が困難な理由として、産業廃棄物業者は上記のような品目を処理する

能力があるにもかかわらず、一般廃棄物の許認可を持たないために同一性状であっても処理が行えないという事態がある。

- ○事業系一般廃棄物においては、以下のように大量に発生する場合に備えるために常に自治 体が処理施設の稼働率に余裕を持たせる必要が生じており、効率の良い運転が出来ていない。 ・動植物性残渣、賞味期限切れの防災用非常食
- ・粉末状の農薬

【質問事項】

① 産業廃棄物はどのような理由から 20 品目に限定されているのか、また品目によっては 特定の産業の排出物のみが産業廃棄物として取り扱うことができるという業種指定がな されている理由についてご教示願いたい。

(後述)

② 現在、工場などから排出されるユニフォーム類は、産業廃棄物として広域認定制度の対象となっているが、繊維50%・ナイロン50%(事業系一般廃棄物として扱われる素材50%と産業廃棄物として扱われる素材50%からなる場合)からなるユニフォームは、事業系一般廃棄物ではなく産業廃棄物として回収可能か、貴省の見解を伺いたい。

おたずねのユニフォーム類に関しては、産業廃棄物の廃プラスチックであるナイロンと、事業系一般廃棄物である天然繊維の混合物であり、併せて産業廃棄物とすることはできない。

③ 自治体にとっても適正処理が進めるためには、産業廃棄物処理施設が自治体で処理困難な一般廃棄物を処理することを認めるべきと当方では考えるが、貴省の見解を伺いたい。

自治体が処理困難な一般廃棄物を回収後、業者に委託することは可能である。なお、市町村が一般廃棄物の処理を業者に委託する際は、当該業者は一般廃棄物処分業の許可を要しない(廃棄物処理法第7条第6項、同施行規則第2条の3第1号)。

- ④ 一般廃棄物/産業廃棄物の区分を設ける場合、本来は廃棄物を A. 拡大生産者責任にて処理を行う製品廃棄物 B. 一般家庭から排出される塵芥・厨芥等(家庭から排出され、自治体処理が可能な一般廃棄物) C. その他廃棄物(一般家庭から排出される自治体の処理困難物も含む)の3種類とし、B. についてのみ自治体責任とすることが最も効率的に処理が行えると考えるが、貴省の見解を伺いたい。
- ⑤ 少なくとも、木くず・動植物性残渣などの産業廃棄物に関して、一部の産業にのみ限定 すべきではなく、すべての産業が同等に産業廃棄物として扱えるように業種指定を撤廃 すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
- ⑥ 上記区分の撤廃について直ちに取り組むことが出来ない場合は、区分撤廃による排出事業者の処理費用増高も考慮した料金体系を設定するなどの工夫をした上で、モデル事業等により、その効果検証に取り組んでみるべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

 $(1), (4) \sim (6)$

御指摘の区分によることがなぜ最も効率的に処理を行えることとなると言えるのか明らかではないが、廃棄物の区分については、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物とし、その他を一般廃棄物としており、平成14年11月22日に中央環境審議会において取りまとめられた「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)」においては、廃棄物の性状、排出量、処理困難性等の問題から、市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物へ振り分けていく考え方が適当であるとされているところである。同一性状の廃棄物で排出源の違いにより別の区分となるようなものについては、性状が同一である事実をもって処理責任を同一にすることは適切でなく、処理責任に着目した区分を維持することが適当である。

3. 外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策について

【質問事項】

① 規制改革推進のための3ヵ年計画(改定)にH19年度以降、各種施策を実施とされている「外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しており、この問題に対応するため、実効的な対策を政府として検討する体制を確立し、平成19年度以降、各種施策を実施する。」について、現在の状況を教示願いたい。

漂流・漂着ゴミの問題については、平成18年4月に、関係省庁局長級の「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」が設置され、実効的な対策の検討を行った。

平成19年3月には、平成19年度以降の当面の施策がとりまとめられ、関係省庁が連携して、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を推進している。

4. 一般廃棄物収集運搬業および処理業の許認可年数について

【問題意識】

産業廃棄物の収集運搬および処理業の許認可単位が5年であるのに対し、一般廃棄物の収集 運搬および処理業は2年と短期間であるため、各自治体の事務処理が負担になっているとい う意見がある。

【質問事項】

- ① 産業廃棄物の収集運搬および処理業の許認可が5年であるのに対し、一般廃棄物の収集 運搬および処理業の許可が2年である理由をご教示願いたい。
- ② 一般廃棄物の収集運搬および処理業の許可においても5年単位とすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

元来、処理業許可の更新期間は1年だったところ、政府全体の方針としての『申請負担 軽減対策』(平成9年2月閣議決定)を踏まえ、は更新期間を長くしようとした経緯があ る。その際、自治体側から、一般廃棄物処理計画に基づく計画的な処理の重要性に鑑み、 更新期間を短くすることにより一般廃棄物処理の一層の信頼性を高めるべく、5年ではな く2年がよいという意見が強かったため、一般廃棄物の更新期間については、これを反映 したものである。なお、一般廃棄物の許認可件数はそれほど多くはなく、これが事務処理 の負担になるとは考えにくい。

5. 再委託禁止について

産業界全体としては、再委託(=アウトソーシング)により業界の構造化が進展してきているにも関わらず、廃棄物業界のみ排出者との直接契約を必須の要件としており、再委託が禁止されている。再委託の禁止により、廃棄物処理の現場において以下のような問題が生じている。※ここでいう再委託とは、収集運搬や処理を受注した廃棄物処理業者が、未処理のまま他の処理業者に委託することをいう。つまり、外注・アウトソーシングと同義。

- ・収集運搬および処理施設において予見できない天災や機器の故障などのトラブルにより、 臨時的に収集運搬および処理を行えなくなる場合がある。現行の制度に従うならば、トラブ ル後に改めて排出元と再委託契約を締結する必要があるが、その間にも廃棄物は蓄積してし まう。
- ・静脈物流面において、排出事業者から個別に受注する船舶業者などは船内でも個別に廃棄物を管理せざるを得ず、非効率・不経済であるという意見が多い。また、排出元から処理業者が収集および運搬する際、排出元・処理場に極力近い収集運搬業者にそれぞれ委託し積み替えを行う方が効率的である。しかし現状では、単一の収集運搬業者が排出元から処理施設まで長距離の運送を行うために多量な CO2 排出に繋がっている。
- ・処理施設においては処理前の選別過程で、許可品目外の廃棄物や自社内では処理が困難な (他社では可能な)廃棄物が予測外に含まれていることがある。現行法ではそれらの廃棄物 をそのまま処理可能な業者に委託することはできず、排出元に返品しなければならない。

【質問事項】

- ① 不適正処理が増加することを懸念して、現行の法制度が整備されている状況も理解できるが、厳しい規制により廃棄物の適切処理が妨げられている一面に関する貴省の見解を 伺いたい。
- ② 現行法での再委託基準では、トラブル(車の故障・処理機器の故障など)発生時などの 臨時的な再委託であっても、再委託前に排出事業者から事前に書面で同意を得ることが 必要であり、基準が厳しすぎるという意見が多い点について貴省の見解を伺いたい。
- ③ 不法投棄を防止しながら物流の効率化を図るため、以下に挙げるような項目の一部またはすべての要件を満たす場合に限り、静脈物流での再委託を可能とすべきと考える。貴省の見解を伺いたい。
 - a) 量に一定の制限を設ける(大量になるリスクを減らすことが可能。また、選別の段階での処理困難物や許可品目外の混入廃棄物は大量には出ない。)
 - b) 予め委託契約書に臨時的な場合の再委託条項を設けるとともに再委託時には受託者からの報告(トラブル時にも迅速かつ適切な収集運搬および処理を実現するとともに、電子マニフェストとの併用で排出者がトレース可能となる)
 - c) 優良評価制度の取得(優良評価制度が「評価基準を満たす処理業者に対し一定の優遇措置を講じることにより、優良化に対するインセンティブを与える」ものであるため、優良評価制度が実用に耐えうるものならば信頼おける業者を選定可能。)
 - d)電子マニフェストの利用 (廃棄物の所在および処理量の入出力管理を確保することが可能となる。)

廃棄物は人にとって不要なものであるため、ぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質を有していることから、廃棄物処理法で適正な処理を担保しているものである。

廃棄物処理法第14条第14項及び第14条の4第14項は、産業廃棄物の収集運搬業者が 又は処分業者が、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託すること(再委託)を 原則として禁止している。この趣旨は、産業廃棄物処理業者による委託行為を認めてしま えば、排出事業者責任により処理される産業廃棄物の処理責任が不明確となり、不法投棄 等の不適正処理を誘発してしまうおそれがあるという点にあり、これまでも平成9年の法 改正により再委託が禁止され、更に平成17年の法改正では、収集運搬業者が委託内容に 従わず、「処分」を勝手に委託するという廃棄物の横流し行為を防止するための規制の明 確化が行われるなど、順次規制が強化・明確化されてきている。

その中で、あらかじめ排出事業者から書面で承諾を受けた場合のみ再委託が認められているのは、排出事業者による処理責任を明確にするために必要不可欠な手続きである。

また、③において御提案の a~d のいずれも、排出事業者責任が確保されるために十分とは言えず、これらを再委託可能の要件とすることは困難である。

6. 産業廃棄物処理業者の優良性の判断にかかる評価制度について

【問題意識】

廃棄物処理の効率化は喫緊の課題である。それには、優良な廃棄物処理業者を育成が資することはいうまでもない。H17.4に施行された優良評価制度は、「評価基準を満たす処理業者に対し一定の優遇措置を講じることにより、優良化に対するインセンティブを与える」ものとなっている。しかし、現在は更新許可の際の申請書類の一部が省略できるのみであり、優良化による実質的なインセンティブにはなっていない。また、5年以上の営業実績という要件において、業務は変更していないにも関わらず、分社化されたような場合には優良評価が取消しとなってしまっている。

【質問事項】

- ① 現在の優良評価制度の取得状況や効果についてご教示頂きたい。
- ② 優遇措置は実質的な事務処理削減には寄与しておらず、優良評価を得たことが売上増に は繋がっていないという意見が多いが、貴省の見解を伺いたい。
- ③ 今後、規定自体を見直すとともに優良業者への優遇措置を下記のようにより実質的なものにすべきと考えるが、貴省の見解および考えている具体的施策があれば伺いたい。
 - ・真に優良な業者がわかるように区分分けするなど、排出事業者が信頼して積極的に活用できるような基準とする。
 - ・優良事業認定で提出している内容については許認可更新手続きの際には不要とする
 - ・許認可の更新期限延長を認める
 - ・廃棄物処理法に詳しくない事業者でも一目で優良業者と分かるように表記する
 - ・一定の要件を満たせば、再委託を1回限り認めさせる。
- ④ 分社化であっても、業務が継続されていることを届出などで確認できる場合には優良評 価制度自体を取り消しとせず存続させるべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

優良性評価制度については、平成17年4月より施行され、平成20年9月末現在で287事業者(2,050件)が基準に適合している。今後とも制度の普及啓発を図っていく予定であるが、認定が始まってからまだ間もない段階であり、効果等を検証する段階にはいたっておらず、また規定自体の抜本的な見直しには時期尚早と考えている。また、分社化した場合、そもそも法人格が変わる以上業の許可そのものが継続し得ないため、業許可取得が大前提となる優良事業認定を存続させることはできない。

7. 廃棄物処理法の欠格要件について

【問題意識】

廃棄物業の免許に記名されている役員が事業に直接関係のない違反行為を犯した際、たとえ 当該役員が辞任したとしても企業全体での責任として廃棄物業が長期間の活動停止となって しまう。優良業者にとっては企業活動そのものの罰則でもないにもかかわらず、活動を行え ず廃業に追いこまれてしまう。また、水質汚濁法や大気汚染防止法などの罰則を受けた一事 業場の過失が企業全体に及んでしまい、同様に廃業へと追い込まれてしまう。

【質問事項】

- ① 直接関係のない軽犯罪や一事業場の過失による営業停止は、優良企業にとっても経営危機に陥る問題であり、そのリスクを避けるために M&A など人数の増加を伴う事業規模拡大に取り組むことができなくなってしまっている。現行の制度についてどのように考えるか貴省の見解を伺いたい。
- ② 資源循環社会を構築する上で、適切な処理施設を安定稼動させることは重要である。しかし、人的要件による処理業の強制的な稼動停止は、効率的な活動を阻害しうるものであり、該当する役員等の辞任をもって対応すべきと考える。また、傷害や飲酒など、一部の軽犯罪については、罰金での対応とすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
- ③ 水質汚濁法や大気汚染防止法などの罰則を受けた一事業場の過失が、企業全体に及んで しまうという要件は厳しすぎるという意見がある。当該過失は暴力団排除とは無関係で あり、以下のような対応を行うべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。
 - ・水質汚濁法や大気汚染防止法と同様に届出で対応すべき
 - ・過失が改善された段階で、許認可取消を復活させるべき
 - ・少なくとも、過失が発生した事業所に限定すべき

$(1)\sim(3)$

廃棄物処理法においては、廃棄物処理に対する国民の不信を解消し、廃棄物処理業者の質の確保を図るため、平成9年及び平成12年の法改正において廃棄物処理業・施設設置の許可要件を厳格化するとともに欠格要件を強化し、さらに平成15年の法改正においても、欠格要件に該当した場合の取消しを義務化することとした。

廃棄物処理法に係る欠格要件については「規制改革・民間解放推進三か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において「検討会を設け、欠格要件の必要性の見直し等について、平成18年度を目途に結論を出す」とされたことを受け、平成19年3月に欠格要件の在り方検討会において報告書を取りまとめたところ。報告書では、「現時点では、許可取消しの義務化に伴う効果を検証し得る段階には至っていない」ため、「現行の欠格要件の体系について、現時点で直ちに大きく見直す段階には至っていない」こと、「今後も、平成15年改正法により効果の検証を引き続き行いつつ、欠格要件の在り方及びその運用について、関係者の意見を聴きながら検討を継続すべき」ことが提言された。

これを受け、平成20年1月から欠格要件の在り方検討会において、引き続き検討を行っていただいているところであり、本検討結果を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく所存。

8. 小型電子機器の一般廃棄物広域認定について

【問題意識】

リサイクルの促進は、近年より大きな課題となっている。その中でも、レアメタルのリサイクルは、日本国として、世界の環境問題に貢献するという観点からも、世界でリーダーシップをとって進める可能性のある、重要な問題である。使用済デジタルカメラ・使用済 IC レコーダーなどの使用済電子機器は金・銀・銅・パラジウムなどの「レアメタル」を高濃度に含んでいる。日本は世界最大級のレアメタルの消費国であり、電子機器に含まれるレアメタルの総量は大型資源国の埋蔵量に匹敵すると言われている。高い金属精錬の技術を持つ日本ではレアメタルを回収することが技術的には可能であるが、経済性の面で課題が残る。実際、廃棄物の収集運搬の許認可などの事情により規模の効果が働かず、多くの使用済電子機器が「国内で一般廃棄物として焼却・埋め立て」や「海外へと輸出され、一部の金属のみが回収された後に抽出困難な金属資源は廃棄」となってしまっている。また、中国などに流出した使用済電子機器は技術および経済的な面から適切な後処理がなされておらず、レアメタル精錬に用いた廃水などによって鉛中毒や環境汚染を引き起こし、大きな社会問題となっている。

使用済電子機器から得られる金属価値が適切な処理のコストに見合うためには、広域に収集 し規模の経済効果を得ることが必要である。使用済電子機器が広域に回収されることで、

- ・貴重な資源であるレアメタルの回収
- ・埋め立てられている不燃ごみの減少
- 自治体での廃棄物処理費用の減少

といった効果があがることは有識者・事業者の間で認識されており、すでにいくつかの企業・団体では、自治体と協力して使用済電子機器の回収を試み始めている。しかし、無価物としての収集運搬には自治体ごとの許可が必要であるという煩雑さのため、コストに見合うだけの効率化が図れないという意見が挙がっている。

【質問事項】

① 資源価値の高い使用済電子機器の多くが適正に回収されていないために、日本国内で再利用可能なはずのレアメタルが海外へ流出し、環境汚染を引き起こすとともに、国内では焼却・埋め立てられている現状について、貴省の見解を伺いたい。

資源価値の高い使用済電子機器の回収・再資源化は、基本的には適正処理を前提として促進していくべきと考えている。使用済電子機器の回収が進まなかったのは、一つ一つの機器に含まれるレアメタルが極めて微量であるため、その取り出しにコストがかかることが大きな原因であり、回収のための制度として、現行においても店頭における下取りが可能であり、また、広域認定を活用する道もありうる。更に、海外における不適正処理を防止するために、処理技術の移転等も進める必要がある。

② 携帯電話、IC レコーダー、携帯型音楽機器、電子辞書、PDA、デジタルカメラ、携帯型 ゲーム機といった小型電子機器はレアメタルによる資源価値があるため、これらの使用 済電子機器は廃棄物ではなく有用物と考えるが、貴省の見解を伺いたい。 有用物の意味が定かでないが、そもそも廃棄物は、人にとって不要なものであるため、 占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障 を生じる可能性を常に有していることから、こうした生活環境保全上の支障を防止するた め、法による適切な管理下に置き、不適正処理に対して厳正に取り締まることが必要であ る。

レアメタル回収・再資源化は有意義であると認識しているが、こうした廃棄物の法による管理の必要性は、再生利用される場合であっても未だ廃棄物である以上同様であり、廃棄物処理法に基づく許可制度等の下で、適正処理を確保することが不可欠である。

③ 上記、小型電子機器が廃棄物とみなされる場合、使用済パーソナルコンピューターや使用済携帯電話と同様に製造事業者による適正処理が可能であり、一般廃棄物広域認定制度の対象品目として認定可能とすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

広域認定制度は、製品の製造事業者等がその製品が廃棄物となったものの処理を広域的に行うことによって、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資すると認められる場合に認定されるが、この認定を行う否かは、製造事業者等からの相談・申請内容を踏まえ、個別具体的に検討・判断されるものである。

小型電子機器については、これまで事業者より個別具体的な相談をいただいていない。

9. 合成繊維の一般廃棄物広域認定について

【問題意識】

合繊(ナイロン 6、ポリアクリル製品)からなる製品(衣料など)は合繊メーカーによるケミカルリサイクルが技術的にも可能であるにも関わらず、家庭から出る多くの合繊製品が焼却処分されている。回収を広域的に行えないことにより、リサイクル促進が阻害されているという意見が多い。

一般廃棄物である合繊製品を広域的に回収することによって、合繊材料や熱エネルギー資源の有効利用が果たされるとともに、一般廃棄物処理量が減少し再資源化が進むと考えられる。

【質問事項】

① 合繊はケミカルおよびサーマルリサイクルが可能にもかかわらず、有効活用されず焼却 処分されている。これは適切な回収が行われていないことが最大の原因であると考える。 貴省の見解を伺いたい。

質問の趣旨が定かでないが、③の質問にあるように合繊衣料を広域認定の対象とすべき との意図であるのなら、広域認定の対象追加については上記回答(8③)のとおりであ る。また、店頭回収については上記において回答(1①)したとおり。

なお、自治体において仮に焼却されるとしても、市町村のごみ処理施設には発電を行っているものも多く、その他温水利用や蒸気利用といった熱回収がなされており、有効利用がなされていないとの指摘は当たらない(ごみ焼却施設における余熱利用率は67%である)。

② 一般廃棄物の広域認定制度は、「通常の運搬状況の下で容易に性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないこと」と「製品事業者による適正処理が行われること」の2つが要件である。一般廃棄物広域認定の対象となる品目を貴省が指定する理由をご教示願いたい。あわせて、指定品目が8種に限定されている理由をご教示願いたい。

『一般廃棄物広域認定の対象となる品目を貴省が指定する理由』の意味が定かでないが、もし一般廃棄物のみ品目指定としている理由についてお尋ねであるならば、一般廃棄物は市町村の自治事務であり、市町村は一般廃棄物に対する包括的責任を負っているが、その中で、国が広域認定を行うことにより、認定対象に係る一般廃棄物処理については、市町村から許可権限が抜かれることと同旨であるから、慎重に検討する必要があるためである。

広域認定の品目指定については上記8③の回答のとおり、製造事業者等からの相談・申請内容を踏まえ、個別具体的に検討・判断されるものであって、今後とも8種類に限定するものではない。なお、10月9日に、具体的要望を踏まえ、廃印刷機及び廃携帯電話用装置を追加し、現在は10品目となっている。

③ 合繊衣料は産業廃棄物での広域認定が認められており、既に生産者責任におけるケミカル/サーマルリサイクルが可能であることが証明されている。一般廃棄物広域認定についても対象品目とすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

上記のとおり、合成繊維について一般廃棄物広域認定を行う否かは、製造事業者等から の相談・申請内容を踏まえ、個別具体的に検討・判断されるものである。

10. 古着の回収について

【問題意識】

複数の企業が環境への取り組みとして、自社衣料製品の店頭回収・リサイクルという取組みを試みている。しかし、自社回収した古着の取扱いに対して、一般廃棄物・産業廃棄物・専ら物と自治体および貴省の見解が異なっており全国展開できないという問題が発生している。そのため、コストをかけて有価で買い取らざるを得ず、古着の回収が進まないという意見が多い。

【質問事項】

① 古着は専ら物の古繊維として専ら業者による回収がなされているが、専ら物の収集運搬および処理業において、廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則中の「専ら再生利用の目的となる一般(産業)廃棄物のみの収集又は運搬(処理)」とは、新品衣料の販売や専ら物以外の廃棄物の収集といった、他の業に取り組んでいても、専ら物の収集運搬および処理においては業の許認可は不要であるという理解で正しいか確認いたしたい。

専ら再生利用の目的となる廃棄物の収集運搬・処理については、他の業に取り組んでいたとしても業の許可は不要である。

② 古着を一般廃棄物として再生利用などに取り組む場合、事業者が古繊維の適正処理を可能であるならば広域認定制度の対象品目として認定されるべきと当方では考える。貴省の見解を伺いたい。

上記8,9の回答のとおり、広域認定の対象とするか否かは、製造事業者等からの相談・申請内容を踏まえ、個別具体的に検討・判断されるものである。

11. 広域認定品目の同一性状の他社製品下取りについて

【問題意識】

パーソナルコンピューターのように相当程度、部品の共有化の進んでいる情報機器品目については、情報機器製造業者が他社製品を適正処理することも技術的に可能である。しかし、現行の廃棄物処理では他社製品の下取りは認められていないため、企業におけるシステム変更時においても収集業者と納入業者が別々に作業することになり、社会的コストの増加に繋がっている。また、パーソナルコンピューターの省庁における入札においても既存商品の下取りを入札要件とする旨が記載され、不平等な入札を生み出すという事例も報告されている。

【質問事項】

- ① 特定事業者における下取りおよび商品入替時においては、収集運搬および処理業者を特定可能であるため不適切な処理にはつながらないと当方では考える。貴省の見解を伺いたい。
- ② パーソナルコンピューターはメーカー不明な製品であっても性状が同一であれば回収可能な団体が認められている。これは、パーソナルコンピューターは同一性状であるならば適正処理が可能であるという証明となると考えるが、貴省の見解を伺いたい。
- ③ 個別リサイクル法における拡大生産者責任のひとつとして家電リサイクル法が施行されている。家電リサイクル法指定品目の収集運搬は製造者にかかわらず小売業者による下取りが可能であり、共同出資した工場で処理が行われている。同一性状製品ならば、拡大生産者責任のもとにおいても自社・他社製品の区別なく回収が認められるべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

下取りとは、新製品販売時に、商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で回収する行為であり、その場合、当該廃棄物は販売事業活動に伴い排出される廃棄物として当該販売事業者がその処理責任を負うこととなる。また、その後の収集運搬及び処分について、廃棄物である以上原則所定の許可が必要であるが、当該販売事業者が自ら運搬・処分する場合許可を要しない。なお、家電リサイクル法上の小売業者による引取りは、ここで言う下取りには当たらない。

広域認定制度の趣旨は、拡大生産者責任に基づき、製造事業者自身により効率的な再生利用等を促進することに加えて、製造事業者自身が自社の製品の再生又は処理の工程に関与することで、より再生又は処理しやすい製品設計へ反映させ、製品の製造段階から処理及び再生までの一連の工程を通しての廃棄物の排出抑制、再生利用又は適正処理を進める点にある。そのため、広域認定制度において、同一性状であるからといって他社製品を処理することは認められない。なお、家電リサイクル法上、製造業者がグループを形成して

処理を行っている場合でも、グループ外の製造業者の製品を処理する場合は廃掃法上の許可が不要とはならない。

12. 試験研究を用途とした廃棄物の取扱いについて

【問題意識】

H18.3.31 環廃産発第 060331001 「規制改革・民間開放推進 3 ヵ年計画において平成 17 年度中に講ずることとされた措置について(通知)」の第二「産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」によると、営利目的ではない試験研究を行う場合は産業廃棄物の処理業の許可を不要とすることとなっているが、一般廃棄物に関する試験研究についての取扱いも含めて、当該事実を認知していない事業者が存在する。

【質問事項】

① 一般廃棄物を使用した試験研究についても産業廃棄物と同様、収集運搬および処理施設の許認可は不要とすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

そもそも、一般廃棄物処理は市町村の自治事務であると位置づけられている上、さらに、 試験研究であっても、一般廃棄物の処理の責任は市町村が有するものであることから、市町 村が自らの責任で行うべき一般廃棄物処理の扱いについては、市町村が個別具体的に判断す べきものであって、国が業・施設の許可不要との判断を一概に行うべきものでない。一般廃 棄物について試験研究を推進していくことは重要と認識しており、こうした前提を踏まえつ つ、慎重に検討していく必要があると考えている。

13. 食品リサイクルについて

【問題意識】

現在、事業系一般廃棄物とみなされる食品廃棄物は収集運搬が効率的に行われておらず、リサイクルが進んでいない状況にある。特に、店舗ごとの排出量が少量であるコンビニエンスストア業態や外食産業においては、広域的な収集運搬が行えないために採算性の低さからやむを得ず廃棄処理を選択してしまう場合があり、結果的に処理施設の稼働率を下げ、能力の余剰を生んでしまっている現状がある。また処理施設の稼働率の低下が再生肥飼料の価格上昇につながってしまうという側面もある。

○再生利用事業計画が認定されるためには共同申請する食品事業者・再生事業者・農家での リサイクルループが完結することが要件とされるが、ループ完結のための制約が厳しく取得 が困難であるという意見が、外食・コンビニエンス事業者より多く挙がっている。

○ループの完結を諦め、自社回収・自社処理により食品残渣を再生利用に取り組む努力をしている企業も存在する。この場合、直営店からの残渣の回収は可能であるが、フランチャイズチェーンの場合は店舗の存在する自治体ごとに廃棄物収集運搬業の許可を取らなくてはならない。そのため、収集の広域化が進まないという意見がある。

○学校給食や市役所内食堂など自治体が管轄している施設は、食品リサイクル法における食品関連事業者とみなされるか判断が自治体には困難である。また、リサイクルは焼却費用よ

りコストがかかるが、自治体努力によりリサイクルに取り組もうとする場合においても処理 料金上限規制のためにリサイクルフローへ回すことができないという意見がある

【質問事項】

① 廃棄物処理法第7条においては、一般廃棄物の排出事業者による収集運搬の場合は許可が不要となっており、各市区町村への確認義務については記載がない。適正に処理を行っていれば許認可は不要であり、申請を行わなくとも法違反とはならないという認識でよいか確認いたしたい。

事業者自ら収集運搬するのであれば許可は不要である。なお、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には措置命令の対象となりうる。

② 食品リサイクル法においてフランチャイズチェーンは全体として一事業者としての報告 義務が発生する。報告義務=リサイクル義務が生じる=一事業者としてみなされ、再生 利用事業計画の認定を受けた場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可なくフランチャイズ 全店で回収可能すべきであると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

食品リサイクル法でフランチャイズを一事業者として扱っているのは、食品関連事業者における食品廃棄物の再生利用の取組を促進するため、特に食品小売業、外食産業で数多く導入されているフランチャイズ事業を全体として一事業者とみなし、当該業種における再生利用の取組を推進するためである。これに対し、廃棄物処理法においては、廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止し、適正な処理を担保するため、許可対象は原則として一の法人格に限られているところである。この趣旨に照らせば、フランチャイズチェーンだからといって、複数の法人格を廃棄物処理法における一の許可対象とすることは適当ではない。

③動脈物流で形成されている運搬ルートを活用し、リサイクル施設に運搬するという戻り物流を用いると、処理の効率化が進むとともに収集が困難な地域からの廃棄物をリサイクルへ循環させることが可能となる。ついては、食品事業者がリサイクルのために戻り物流を使用することの可否について、貴省の見解をお伺いしたい。

戻り物流を用いて廃棄物を収集運搬することは可能であるが、その場合であっても、動脈物流において運搬するものは食品であり、戻り物流において運搬するものは廃棄物であることに十分留意し、戻り物流においては、廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可の取得など廃棄物処理法の関係規定を遵守する必要がある。

④再生利用事業計画において、食品関連事業者が特定農畜水産物等を利用できないもしくは 利用量に限りがあるという場合には、複数の食品関連事業者による共同申請が可能である が、実質的には困難であるという意見が多い。ホールディングのような関連会社同士での 共同申請以外に、業態を異にする食品関連事業者が共同申請を行っている事例がある場合 はご教示願いたい。ない場合、その理由について貴省の見解を伺いたい。

異業種の食品関連事業者による共同申請の事例としては、平成20年7月に食品製造業者4社、食品小売業者1社、リサイクル業者及び農林漁業者により申請された事例があり(現在審査中)、これらは関連会社での申請ではない。

⑤再生利用事業計画では食品事業者は同一の農林漁業者等と契約することとなり、仕入先の 固定により自由競争が妨げられると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

再生利用事業計画のための契約が食品関連事業者が一般的に行う契約栽培と特に異なるとは考えられず、また、再生利用事業計画は、計画を申請した食品関連事業者の商品流通の全てを拘束するものでもない。例えば、現在認定されているA社の計画では、計画が完全に実行された場合であっても、計画内の店舗で取り扱う国産豚肉のうち、リサイクルループにより生産される豚肉は1割程度にしかならないと聞いている。

⑥再生利用事業計画の認定のための食品関連事業者の引取量の計算根拠についてご教示頂きたい。また、再生利用事業者は複数の食品事業者から食品残渣を受け入れており、個々の食品関連事業者単位でリサイクル処理を行うことは実質的に不可能である。従って、どの食品関連事業者分がどの農林漁業者等へ渡ったか明確にできないと考えるが、どのように判定すればよいか、貴省の見解を伺いたい。

再生利用事業計画の認定の積算根拠は別添のとおり。

また、食品関連事業者が責任を負わなければならないのは、自らが排出した廃棄物量に対してであり、再生利用事業者が、他社から食品残さを受け入れている場合であっても、製造する肥飼料のうち、当該廃棄物排出量に相当する分を農林漁業者等に供給し、それを使用した農畜水産物を引き取る計画として整理すれば、認定の要件は確保されたものとみなしている。

⑦効率的な回収が阻害され、処理効率が悪いために、再生された肥飼料の価格が高いという 現状がある。また、現在のリサイクルループはミクロな世界での量的ループにすぎず、マ クロな視点でのリサイクルを検討することが必要である。

再生利用事業者により作成された肥飼料を購入した農林漁業者等が、農畜水産物の生成に利用しないということは考えにくく、再生利用事業計画は、契約先の処理業者から農林漁業者等へ売却された時点で(引渡しに関してのトレースアビリティは明確にすべき)、食品残渣が社会へと還元されたという位置付けにより認定すべきと考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

食品関連事業者による農畜水産物の引取を要件としていない改正前の食品リサイクル法に基づく認定計画制度は、約6年間で認定実績が1件にとどまっていた。この理由の一つとして、農林漁業者にとって、計画に参画するメリットが確保された制度設計になっていなかった点があったと指摘されていたところである。また、食品廃棄物から生産された肥料を、通常の利用量を大幅に超える量で畑地に施肥し、さらに耕作を行わない不適正な利用事業も発生している。食品廃棄物のリサイクルは、飼肥料が主たる製品であることから、農林業業者の参加なしにリサイクルは成立せず、右のような事情を踏まえると、食品関連事業者による農畜水産物の引取は要件として必要と認識している。

なお、農畜水産物の引取要件については、CSRの観点や消費者の環境意識の向上を背景に、本認定制度により生産される農畜水産物を積極的にPRし販売できるとして食品関連事業者においても、好意的に受け止められており、制度改正前は1件であった認定事例が、改正後約10ヶ月間で5件となっている。

⑧学校給食や市役所内食堂など自治体が管轄している施設は、食品リサイクル法における食品関連事業者とみなすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

食品リサイクル法における食品関連事業者には、食品の提供等により利益を得る事業活動に着目し、再生利用等に取り組む必要性の高い業種を指定し、当該業を行う者を食品関連事業者として位置付けている。一方、学校教育を行う者や福利厚生の一環として市役所内に設置された食堂などについては、教育や福利厚生の一環として食事を提供するもので、食品の提供自体を事業の主目的とするものでないこと等を勘案し、食品リサイクル法の直接の対象とすることにより再生利用等への取り組みを求める必要性は強くないと判断している。

ただし、市役所内食堂については、例えば、その運営を他の給食事業者に委託し、原材料の購入や食事代金の決済を当該給食事業者の責任で実施している場合など職員向け福利厚生施設とみなせる業形態でなく、一般の飲食店と変わらないものであれば、管轄が自治体であっても同法の対象となり得る。

⑨ 上記のように自治体が運営する施設から排出される食品廃棄物の処理をリサイクルする場合、焼却費用よりコストがかかるが、処理料金上限規制のためにリサイクルフローへ回すことができないという意見がある。貴省の見解を伺いたい。

質問の趣旨が定かでないが、処理料金の上限規制については、廃棄物処理法上、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業を行う場合、市町村が収集運搬及び処分を行う場合との費用負担の公平の観点から、その料金が市町村の条例で定める手数料の上限を超えてはならないとして設けられたものである。

上記施設から排出される食品廃棄物については、一般廃棄物の処理責任を有する市町村が、家庭の生ごみと併せてメタン化などのリサイクル、エネルギー利用に取り組むことが、有効な選択肢であると考えている。

環境省としても循環型社会形成交付金により、食品廃棄物のメタン化施設など市町村のリサイクル、エネルギー利用施設の整備に対する支援を行い、意欲のある市町村の取組を促進していくこととしている。

14. 廃プラスチックのマテリアルリサイクル原則優先制度について

【問題意識】

現在回収が行われている廃プラスチックは複数素材の混合物(ポリプロピレン・ポリエチレン・ポリスチレンなど)である。白色トレイのような単一素材においてはマテリアルリサイクルの効果はあるが、廃プラスチックのマテリアルリサイクルは分別の手間が大きいうえ、収率が約50%程度と(ケミカルは約80%)効率の良いリサイクルではない。さらにマテリアルリサイクルは、リサイクルの質という面でケミカルリサイクルに対して優位性が見出せないというLCA評価もある。しかし、「容器包装廃棄物の排出抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進などに関する基本方針 五の1の(4)」により、廃プラスチックのリサイクルにはマテリアルリサイクルを優先することになっており、入札においても優先枠が設けられ、高値で落札されている。非効率なリサイクル方法が優先的に高額で処理されるという弊害を生じている。

容器包装リサイクル品目のプラスチックの中でもマテリアル/ケミカルリサイクルにそぐわないものがある(複数の原料が混合しているプラスチックなど)。この場合、補完的な手法としてサーマルリサイクルが認められているが、サーマルリサイクル適用の条件としてサーマルのボイラー効率 75%以上、又はエネルギー利用率 96%以上という規定があるが、この基準が厳しいという意見がある。

【質問事項】

① 素材混合物である廃プラスチックのリサイクルにおいて、マテリアルリサイクルがケミカルリサイクルに対して優先される合理性がないと考えるが、マテリアルリサイクルが優位である理由をご教示いただきたい。

プラスチック製容器包装廃棄物の材料リサイクル(マテリアルリサイクル)優先は、産業構造審議会での審議(平成11年3月)を踏まえて開始されたものであるが、①材質別処理や高品質のプラスチック製品への用途拡大は大きく進展していない一方で、②事業参入の拡大に伴い、材料リサイクルの落札量が、近年予想を超えて急激に拡大するなど、施行当時の想定と異なる状況が生じてきたため、平成19年2月に、中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合を設置し、同年6月に取りまとめをいただいたところ。

同取りまとめにおいては、材料リサイクルに関しては、再商品化製品が容器包装として繰り返し再生利用されている白色トレイに準じた再商品化率及び再商品化製品の品質の向上と費用の低減といった再商品化の効率化が図られる可能性を有していると考えられるとされ、可能な限りプラスチック製品の原材料を代替するような資源性の高い再商品化製品が得られるよう、平成20年度より再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合に限り、材料リサイクル手法を優先的に取り扱うなどとされた。

なお、材料リサイクル、ケミカルリサイクルに係る環境負荷分析については、同取りまとめにおいて、「各手法間の比較を行うに当たっては、環境負荷の項目等の比較対象や比較範囲、前提条件の設定、根拠となるデータのばらつきといった点から、なお精査が必要である。このため、このようなLCA分析については今後も継続的に検討を行っていく必要がある。」とされ、環境省において引き続き検討を行っているところである。

② 少なくとも、廃プラスチックに関してはマテリアルとケミカルの優先順位を撤廃すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

前述のとおり、中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び 産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ(平 成19年6月)において、平成20年度より、再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合に 限り、材料リサイクル手法を優先的に取り扱うとされたものであり、この取りまとめを尊重 し、対応していきたい。

③ サーマルリサイクル適用のための現要件を緩和すべきと考える。現基準設定の根拠および緩和の可否について、貴省の見解を伺いたい。

熱回収については、容器包装リサイクル法に基づく基本方針において、「まず、ペレット等のプラスチック原料、プラスチック製品、高炉で用いる還元剤、コークス炉で用いる原料炭の代替物、炭化水素油、水素及び一酸化炭素を主成分とするガス等の製品の原材料としての利用を行い、それによっては円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する。当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図ることとする。」とされている。これは、循環型社会形成推進基本法において、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則として、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分とする優先

順位が定められていることから、この優先順位を堅持しつつ、「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について(中央環境審議会、平成18年2月)」及び「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書(産業構造審議会、平成18年2月)」を踏まえて、分別収集量が再商品化能力を上回る可能性など円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合を考慮して、緊急避難的・補完的な再商品化手法として位置付けたものであり、要件を緩和すべきではないと考えている。

15. 地方公共団体ごとに異なる廃棄物処理規制の見直しについて

【問題意識】

個別リサイクル法に則った再資源化処理や広域認定がなされている場合においても、地方公共団体が廃棄物処理施設の設置や廃棄物搬入等について事前協議を求める等、条例等により上乗せ規制を行っている例がある。H20.1.21 全国都道府県及び政令都市等環境担当部局長会議において、産業廃棄物の搬入規制については、各地方公共団体の事前協議制の運用改善を通じて産業廃棄物の搬入・搬出が円滑に行われるように留意されたい旨、周知がなされたが実態は変化していない。

【質問事項】

- ① 周知されて以降、規制を強化した自治体も存在している。周知後、実際に事前協議を撤廃する等の措置を行った自治体がどの程度あるか、及びその内容についてご教示願いたい。
- ② 廃棄物搬入規制は広域処理の原則に反しており、廃棄物処理業の健全な経営と適正処理 施設設置を阻害している。この実態についての貴省の見解、及び今後の取組み方針につ いて具体的に教示願いたい。
- ③ 広域的回収による効率化、個別リサイクル法に則った再資源化、再生利用処理など、本 来円滑に行われるべき処理が当該規制により阻害されてしまう問題について、貴省とし て法的措置により事前協議を撤廃すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

御指摘の地方公共団体との事前協議等を条例上求めることに対しては、通知や全国会議等に おいて、随時、見直しを求めてきているところ。今後とも周知徹底を図ってまいりたい。な お、各地方公共団体が行っている事前相談、事前協議について、国として撤廃させること は、国と地方の役割分担の観点からも難しいと考えている。

16. 廃棄物処理自治体の区分について

【問題意識】

一般廃棄物の収集運搬および処理業の許可は区市町村長に、産業廃棄物の収集運搬および処理業の許可は都道府県および政令指定都市・中核市・その他産業廃棄物処理事務を行う能力があると認められる市に分散するとともに、各自治体によって審査手法が異なっている。区分が細分化されていることによって多くの許認可が必要となり、広域的な収集運搬やリサイクルの阻害要因となっている。また、区市町村合併時にも自治体方針が異なる、事務処理が煩雑となるといった弊害も生じている。

【質問事項】

- ① 申請自治体の数が多いために廃棄物業者が広域的に収集運搬および処理を行うことが困難となり、廃棄物業者の成長が阻害されているという意見が多い。廃棄物業の広域化は効率的な処理につながると考えるが、貴省の見解を伺いたい。
- ② 産業廃棄物の管理状況に関わらず、政令指定都市・中核市が増加すると自動的に管轄地区も増えていくが、現行法において産業廃棄物の業の許認可区分を都道府県のほかに指定都市とに分ける必要性もしくは有用性をご教示願いたい。
- ③ 一般廃棄物も区市町村単位で許認可が必要であることにより、処理業者のみならず自治体も事務処理に忙殺されてしまっているという意見があるが、貴省の見解を伺いたい。
- ④ H17.9.26 環境省報道資料において「産業廃棄物の広域化等の要請から、改正法においてこれまでの保健所を設置する市のすべてが産業廃棄物関係事務などを行う仕組みを見直し・・」とあるが、実際には保健所設置市から除外された都市は小樽市のみである。産業廃棄物行政情報システムが確立されているのであれば、広域化のために、産業廃棄物の許認可は国単位、少なくとも都道府県単位での管理とすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

廃棄物の処理を業として行う行為は、廃棄物の飛散流出や水質汚染、悪臭の発生等の生活環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、一般的に禁止されており、廃棄物処理法に基づき許可を取得した者に限って禁止が解除されている。

許可を付与するに当たっては、廃棄物の処理が実際に行われる区域毎に、当該処理が適正 か否かを個別具体的に判断する必要があるため、許可権限の主体は、産業廃棄物の処理に関 する業務が実際に行われる区域を管轄し、かつ産業廃棄物関係の許可及び指導監督等の事務 を行う能力がある地方公共団体の長として、都道府県知事及び政令で定める市の長とされて いるものであり、御提案の内容の実現は難しいと考えられる。

※ なお、平成17年に許可権限の主体について見直した際、対象除外を希望したのは、小 樽市のみであった。

⑤ 一般廃棄物は自治体単位での許認可を国や都道府県単位に集約し、自治体の事務処理コストを削減することで不法投棄対策費用などに充填することが可能となるが、貴省の見解を伺いたい。

そもそも、廃棄物の処理を業として行う行為は、不法投棄等の不適正処理や廃棄物の飛散 流出、水質汚染、悪臭の発生など、生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがあることから一 般的に禁止されており、廃棄物処理法に基づく許可を受けた者について当該禁止が解除され ているものである。

また、一般廃棄物については、当該地域を管轄する身近な自治体である市町村が自治事務としてその統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理業の許可を受けた者が処理する場合であっても、市町村長に適正処理を確保する責任を有するものである。

したがって、一般廃棄物処理業の許可にあたっては、廃棄物の処理が実際に行われている 市町村毎に、申請者が廃棄物を適正に処理できる能力を有するか否かを個別具体的に審査 し、確認する必要があるため、ご提案の内容の実現は難しいと考えられる。

逆に、一般廃棄物処理業の許可業務を都道府県又は国に集約した場合、許可業者は、市町 村の区域に関わらず広域的に処理することとなり、市町村がその責任として設けた一般廃棄 物処理体制との齟齬が生じ、適正処理が阻害されることとなる。この観点からも、ご提案の 内容の実現は困難である。

17. 自治体間の申請様式の差異について

【問題意識】

一般廃棄物の収集運搬および処理業の許可は区市町村に、産業廃棄物の収集運搬および処理 業の許可は都道府県および政令指定都市・中核市・その他産業廃棄物処理事務を行う能力が あると認められる市に分散するとともに、各自治体によって同じ審査項目であったとしても 書式が異なっている。また、申請書提出から認可にいたるまでの時間が自治体ごとに異なる ため、免許の更新タイミングが異なるという点についても事業者に多大な労力を課している という弊害を生じている。更新タイミングについて、事前申請は常識的な範囲で認めている という回答を昨年までに頂戴しているが、現段階では各自治体からの許認可の更新時期が異 なるために更新記録の管理や事務書類のエラーチェックなどに負担が生じている。

【質問事項】

① 自治体間で同一の項目(作業車写真の向きなど書式のみ異なる)について、自治体間の情報の共有が廃棄物業者の広域化・効率化に重要な役割を果たすと考えられる。行政手続及び書類の電子化については、H19.6.22「規制改革推進のための3ヵ年計画」において決定し、①具体的対策として、許可申請書類の簡素化・様式統一化を進めるべきであること ②許可情報の共有化については、情報漏洩対策情報管理を確実に行うシステムの確立や許可申請書類の統一化を図った上で、共有化を図っていくべきであることの結論が得られ、これを踏まえて環廃産発080331001号通知をH20.3.31付で発出し、また産業廃棄物行政情報システムの一層の改善を予定している、という回答を貴省より頂いている。貴省による統一許可申請書類の普及率を含め、現在までの進捗状況をご教示願いたい。

特に自治体間の情報共有に向けて、貴省から回答を頂いている産業廃棄物行政情報システムの「一層の改善」という点について、今後の具体策と期待している効果をご教示願いたい。

② 処理施設の規模、能力の変更に際して申請時から±10%程度の軽微な変更に関しては、 周辺環境への影響も大きく変化しないため、許認可ではなく届出による対応で十分と当 方では考える。貴省の見解を伺いたい。

現行規定においても、処理能力の変更が10%未満である等、所要の条件を満たす変更については届け出で足りることとなっている

③ 産業廃棄物の収集運搬および処理業者が許認可更新を一時期で行えるように、申請者が 更新時期を許認可期限内で任意に設定可能とすべき(申請により、有効期間の短縮を可能とすべき)と考えるが、貴省の見解を伺いたい。

有効期間が満了する事前に申請を行うことは現行法上可能であり、事前申請を行う期間については特に定めはないことから、事前申請をある程度同一の時期にまとめて行うことは可能である。

18. 再生利用認定制度について

【問題意識】

一部の再生利用認定事業者は自社では収集運搬部門を持っておらず、連結子会社もしくは委託収集業者がその業を担っている。その際には、連結子会社・委託収集業者が廃棄物収集業の許可を自治体ごとに取る必要があり、効率的な再生事業が阻害されてしまっている。

【質問事項】

- ① 廃棄物の再生処理を促進させるためには効率的な収集運搬によって再生利用物を処理施設に集約することが必須であり、収集運搬と再生処理は切り離すことができない一連の流れであると考えるが、貴省の見解を伺いたい。
- ② 不適正処理を防止するという観点から、再生利用の処理業者と共同申請を行わせ、廃棄物処理法 19条の6に明記する等により、不法投棄等にかかる責任の所在を明確とすれば、他社が運搬する場合であっても、再生利用認定制度における品目を収集運搬する場合に限り、収集運搬業の許認可も不要とすべきと考える。貴省の見解を伺いたい。
- ③ 少なくとも連結対象子会社について、その業の責任を親会社に対して明確にすることにより、連結子会社による収集運搬を共同申請の対象とみなしても不都合はないと当方では考えるが、貴省の見解を伺いたい。

再生利用認定制度は、再生利用を大規模・安定的に推進するための施策が強く求められる一方、処理施設の設置を巡る住民紛争が激化し、再生利用施設の設置が非常に困難となっていた状況にかんがみ、生活環境の保全を十分に確保しつつ再生利用を大規模・安定的に行う施設の立地を図るため、一定要件に該当する再生利用を行う者に限って処分業(そのために付随して行う収集運搬業も含む)及び当該施設設置の許可を不要とする制度である。

このため、本制度は、再生利用を行う者のみが認定対象とされており、上記のような背景 状況がない収集運搬のみを行う者については、その趣旨から、共同申請であっても、認定の 対象とならない。ご提案の収集運搬については、連結子会社によるものであろうと再生利用 を行う者から委託される場合であろうとも、通常の収集運搬行為と何ら変わるところはない ところ、これを安易に業許可不要とすることは、不適正処理を防止している許可制度の根幹 を揺るがす抜け道となりかねない。

19. 電子マニフェスト普及促進について

【問題意識】

電子マニフェストを事業者が運用するにあたり、以下のような弊害が生じている。

- ・小口事業者にとっては電子マニフェスト (1件60円) の導入が紙マニフェスト (1件25円) よりも高コストになる。
- ・運搬および処理後の返還期限は電子マニフェストでは3日(紙マニフェストでは10日)となっている。金曜日に処理をすると月曜であり、スケジュール上かなりの制約がある。

【質問事項】

① 電子マニフェストの普及のために、今後どのような施策に取り組む予定かご教示願いたい。

② 電子マニフェストの返還期限が3日であるがゆえに、年末年始・3連休を挟む場合には処理を行えない、金曜日には制限がかかるなど運用が極めて困難という弊害が生じている。規定を3営業日とするか、紙マニフェスト同様10日で運用すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

これまで、電子マニフェストについては大規模事業者を中心に関係業界の協力のもと全国的に普及を推進してきたところであるが、今後、中小規模事業者の加入促進のための普及啓発にも取り組むとともに、システムに加入しやすいような料金体系の検討やより利用しやすいシステムへの改修を行い、あわせて公共工事での利用促進等、電子マニフェストの利用拡大に向けた各種普及方策を実施していくこととしている。

また、マニフェストの報告期限は、委託を受けた廃棄物の処理が適正に遂行されたことの確認及び管理表の回付事務に要する期間を勘案して定めているものである。報告期限を延長することは、即時確認による不適正処理等への早期対応が困難となるため、適当でないと考える

20. 環境省一般廃棄物会計基準について

【問題意識】

廃棄物処理の効率化・合理化の進展は、自治体の財政のためならず、日本国としての環境問題への取り組みという観点からも重要な課題である。効率化をはかる第一歩は、費用の把握である。しかし、自治体による処理費用は統一された基準にて計算されておらず、自治体処理費用の正確なコストを把握することが困難となっている。コスト把握なし、その改善をはかることは難しい。また、自治体が自ら行うほうがよいのか、民に委ねるのがよいか、という判断もできないはずである。そのため、民間企業からは、「コストをかけてリサイクルに取り組んでいるが、自治体による処理との価格差が分からない。」という声が、また自治体からは「同規模の自治体との比較が出来ないために、自自治体のコストが妥当か分かりづらい」という意見が挙がっている。

H19.6の一般廃棄物会計基準の利用により、廃棄物処理コストを把握し規模の類似した自治体との比較が試みられている。しかし「一般廃棄物会計基準を適用している自治体が少ないことから参考にならなかった」「大規模自治体には使うことができない仕組みになっている。」という意見が複数の自治体より挙がっている。

【質問事項】

① 環境省一般廃棄物会計基準の自治体への普及率および今後の普及率の向上に対する貴省の見解についてご教示願いたい。

一般廃棄物会計基準については、規制ではなく国の技術的助言であり、同基準に基づく財務書類の策定は任意であることから、基準策定後1年程度経過したに過ぎないこともあり、同基準の普及率はそれほど高くないと思われる。

そこで、環境省としては、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成の意義や活用方法などの理解を深め、普及率を高めるため、地方自治体を対象として説明会やワークショップ等の開催を行っている。また、環境省HP上に会計基準に係る質問受付窓口を設置し、財務書類を作成する市町村等からの疑問に答えるとともに、平成19年度中に市町村等から提出された質問とそれに対する回答をFAQとして取りまとめ環境省HP上で公開している。

さらに、今後先進的な自治体による財務書類の活用例を調査し、具体的な財務書類の活用 方法を他の市町村に提示することとしている。

② 貴省の公開している入力ツールは、多くの設備・業者を抱える大規模自治体には使えないという意見があるが、貴省の見解を伺いたい。

現行の一般廃棄物会計基準の支援ツールについては、一般廃棄物会計基準の考え方を基に、中小の市町村においても財務書類が作成できるよう、標準的なものとしている。大規模自治体に対しては、設備等の入力について問い合わせを受けた場合、対応策について当該自治体に対して回答することによって対応しているところであるが、寄せられた意見や実際に財務書類を作成した自治体の意見を参考にしつつ、支援ツールの改善に努めてまいりたい。

③ 必ずしも十分な財務の知識を持った人物がすべての自治体にいるとは限らない。貴省が公開している入力ツールが難しく、また企業による会計のように監査役もいないため、自治体の独力では正しく運用されているかどうかを把握することすら困難という意見がある。貴省として入力説明会や簡易ツールの作成などにより、普及促進に努めるべきであるが、見解を伺いたい。

環境省としては、会計基準の普及を図るため、平成19年度には、地方自治体の担当者を対象に、3つのガイドライン(会計基準、有料化の手引き及びシステムの指針)の策定の趣旨と内容を理解してもらうための説明会を全国7か所で開催した。平成20年度には、比較的難解と思われる会計基準に特化して、説明会及び個別相談会を全国13か所に拡大して開催することとしている。

また、平成19年度より、環境省HP上に一般廃棄物会計基準に関する質問受付窓口を設置し、市町村から提出された会計基準に係る疑問点をFAQ集として取りまとめ、環境省HP上で公開し、周知しているところ。こうした財務書類作成上のノウハウを共有することで、普及促進につながると考えている。

環境省としては、説明会や質問等を通じて得られる地方自治体の意見等を踏まえ、会計 基準の更なる普及に努めてまいりたい。

21. バーゼル条約の輸入規制緩和について

【問題意識】

日本国内で製造された材料・部品が海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用された後に発生する有価物を含むものを、アジアの諸外国で処理しようとすると廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の優れた技術でもってすれば環境に負荷をかけずに有価物をリサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとすると、いわゆるバーゼル法の適用を受け、行政手続等に2、3ヵ月以上かかる場合もあるなど多大な時間を要している。

【質問事項】

① わが国において再生利用可能な資源については、「製造から廃棄物管理に至るまでのア プローチ」のひとつとして、これを輸入する手続きの緩和措置を講ずべきである。少な くとも国内においては、オンライン手続の導入や交付期間短縮目標を定めるなど、行政 手続の簡素化・迅速化を図るべきであると考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

相手国における適正処理困難物を輸入して我が国の高度な技術を用いてリサイクルなどを行うことは環境保全上意義があると認識している。

一方で、日本はバーゼル条約の締約国である以上、有害廃棄物等の輸出入に関して条約上 の手続を確実に履行する義務を負うものであり、我が国がバーゼル条約の規制対象物の輸出 入手続を任意に簡素化することはできない。

また、有害廃棄物等を輸出入する際の条約等に基づく一連の手続は、有害廃棄物等が環境上適正に運搬及び処分されることを確保することを目的としたものであり、我が国で製造された材料・部品等由来であることをもって、手続の必要性が減ずるものではない。

行政手続に要する期間については、輸入承認において最長1年間の継続的な輸入を行えることが可能となっているほか、環境省内での事務処理手続の見直しを行い、輸出国への同意の回答期間を短縮するなど、手続迅速化に向けた取組を行ってきたところである。

引き続き、国内及び関係諸国との連携強化を進めつつ行政手続の迅速化に努めてまいりたい。

② バーゼル条約は、これに代わる別途の二国間・多国間協定の締結を妨げておらず、OECD 理事会決定により OECD 加盟国間においては同・決定が優先されている。同様の協定を 非 OECD 国、特に東アジア諸国と締結することにより輸入促進を図るべきと考えるが、 今後の具体的取組方針があればご教示願いたい。

御指摘のOECD理事会決定は、OECD加盟国が一定水準以上の処理技術を有しており、環境上適正な運搬及び処分を確保することが可能であることから、輸出入審査に係る手続を一部簡便化しているものであり、技術水準の異なる非OECD国、東アジア諸国において同様の協定を締結することは慎重な検討を要すると考える。

特定有害廃棄物等の輸入については、バーゼル条約に規定する自国内処理の原則を損なわず、我が国において適正に処理される範囲内であれば現在の法制度下においても可能であることから、まずは上記①の回答通り関係機関との連携を進めつつ、行政手続の迅速化に努めてまいりたい。

22. 一般廃棄物処理における民間参入の促進について

【質問事項】

・ 規制改革推進のための3ヵ年計画(改定)に逐次実施事項として記載されている「一般 廃棄物の処理に関して、区市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意 しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境 整備を図り、更に業務を拡大していく。」について、現在の取組状況を教示願いたい。

一般廃棄物の収集においては、平成9年度には民間比率が58.4%だったものが、平成18年

度には70.0%まで上昇しており、着実に民間委託が進んでいる。

また、現在環境省の所管する廃棄物処理施設整備費補助金による補助を受け、PFI方式を利用した一般廃棄物処理施設の整備が全国で10件行われている。また、当該補助金を利用した一般廃棄物処理施設の整備事業が平成20年度において3件、平成21年度以降において26件着工される予定になっている。

23. 中間処理前における廃棄物の選別について

【質問事項】

・ 規制改革推進のための3ヵ年計画(改定)にH20措置とされている「中間処理前における廃棄物の選別が可能であることの周知」について、現在の状況を教示願いたい。

平成20年度中に措置となっており、自治体へは全国課長会議にて周知済み。

<H20.6.30 全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議>

⑥ 廃棄物の選別について

廃棄物処理法においては、廃棄物の選別を行う行為は、廃棄物の処理に当たることから業として行う場合は廃棄物処理業許可を取得した上で行う必要がある(収集、運搬又は処分の業の許可を有している者が当該許可に係る業の利便を図るために行う簡単な手選別については許可不要。)が、廃棄物処理業者が、収集、運搬又は処分の段階で、廃棄物を適正に選別し有価物を収拾することは、資源の有効利用に資するものである一方、場合によっては、廃棄物処理業者による処理が不透明となることで排出事業者の責任がおろそかになりかねず、ひいては有価物の売却と称した廃棄物の不適正処理に利用されるなどのおそれがある。

したがって、廃棄物処理業者が、収集、運搬又は処分の段階で選別した有価物を当該処理 業者の意思で売却しようとする場合、排出事業者責任の徹底の観点から、排出事業者とあら かじめ委託契約等において合意していることが望ましい。

また、廃棄物の処理の委託に当たっては、排出事業者責任に基づき、原則として当該廃棄物の性状を把握する排出事業者が、当該性状に適した処理を行い得る廃棄物処理業者と委託契約を締結する必要があるが、選別後の廃棄物の性状に応じて廃棄物処理業者を柔軟に選択することが適正処理に資する場合、排出事業者はあらかじめ、選別を行う廃棄物処理業者との委託契約において、廃棄物の性状毎に、適切な廃棄物処理業者を指定しておくことが必要である。

なお、このことは、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日 閣議決定)において周知を指摘されているものであり、従前の法解釈を変更するものではない。

.